

役員退職金規程

(総則)

第1条 公益社団法人 科学技術国際交流センター（以下「センター」という。）の常勤役員（以下「役員」という。）に対する退職金の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職金の支給)

第2条 退職金は、役員が退職し又は解任されたときはその者に、死亡したときはその遺族に支給することができる。

2 前項の規定による退職金は、法令に基づきその者の退職金から控除すべきものの全額を控除し、その残額を支給するものとする。

(退職金の額)

第3条 退職金の額は、役員が退職し、解任され又は死亡した日におけるその者の役員給与支給規程第3条に掲げる役職別の本給月額に在職期間1年につき100分の100の割合を乗じて得た額とする。ただし、第5条の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職金の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1年につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本給月額に100分の100の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 前項の規定による退職金の額は、理事会の承認を得て、その者の勤務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間及び役職別期間の年数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1年に満たない月数（以下「月数」という。）を生じたときは月割りで、又1月に満たない端数を生じたときは、1月と計算するものとする。

(再任等の場合の取扱)

第5条 役員が、任期満了の日又はその翌日において、再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職金の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(遺族の範囲及び順位)

第6条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた者
 - (3) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、前号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職金を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号又は第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にし、その他の親族については、役員との親等に近い者を先順位とする。
- 3 退職金の支給を受けるべき同順位の者が2名以上あるときは、その人数により等分して支給する。

（端数の処理）

第7条 この規程の定めるところによる退職金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

（運用規則）

第8条 退職金の支給手続その他この規程の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。